

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

一 居住誘導区域を定めない区域は、農用地区域、保安林の区域等都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とすること。
(第二十二條關係)

二 都市計画の決定等の提案をすることができる特定住宅整備事業の住宅の戸数の要件は、二十戸以上とする事。
(第二十三條關係)

三 居住誘導区域外において届出の対象となる開発行為は、三戸以上の住宅の建築の用に供する目的で行うもの又はその規模が〇・一ヘクタール以上のものとする事。
(第二十四條關係)

四 居住誘導区域外において届出の対象とならない軽易な行為その他の行為は、住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為等とすること。

(第二十五條關係)

五 居住誘導区域外において届出の対象とならない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とすること。

(第二十六条関係)

六 居住調整地域に係る開発許可の対象となる特定開発行為は、三戸以上の住宅の建築の用に供する目的で行うもの又はその規模が〇・一ヘクタール以上のものとする事。

(第二十七条関係)

七 民間誘導施設等整備事業計画の認定を申請することができる誘導施設等整備事業の規模は、誘導施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業にあつては五百平方メートル以上、誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業にあつては〇・一ヘクタール以上とする事。

(第三十一条関係)

八 誘導施設等整備事業支援業務に係る公益的施設は、医療施設、福祉施設等とする事。

(第三十二条関係)

九 都市機能誘導区域外において届出の対象とならない軽易な行為その他の行為は、誘導施設を有する建築物で仮設のもの建築の用に供する目的で行う開発行為等とする事。

(第三十三条関係)

十 都市機能誘導区域外において届出の対象とならない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする

こと。

(第三十四条関係)

十一 その他所要の改正を行うものとする。

第二 建築基準法施行令の一部改正

特定用途誘導地区内における既存不適格建築物について大規模の修繕又は大規模の様様替をする場合の、建築物の高さ制限の緩和について定めるものとする。

(第三百三十七条の十二関係)

第三 都市計画法施行令の一部改正

特別区の存する区域において都が定める都市計画に、居住調整地域及び特定用途誘導地区に関する都市計画を追加するものとする。

(第四十六条関係)

第四 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならぬ法令上の制限として、都市再生特別措置法の規定による居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における建築等の届出義務並びに建築基準法の規定による特定用途誘導地区内における建築物の高さの制限等を追加するものとする。

(第三条関係)

第五 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正

一 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内において行われる事業について、民間都市機構の支援対象事業の規模要件を緩和するものとする事。 (第二条関係)

二 認定誘導事業について、民間都市機構の支援対象事業の地域要件を緩和し、三大都市で施行されるものを対象に含めるものとする事。 (第三条関係)

第六 その他所要の改正を行うものとする事。

第七 附則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする事。